

相模原市監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、総務局各課・機関の定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成21年3月27日

相模原市監査委員 田 中 勝 年

同 石 橋 忠 文

同 佐 藤 賢 司

同 落 合 芳 平

1 監査の期日

平成21年3月27日

2 監査の対象及び方法

この監査は、総務局各課・機関において、平成20年度（平成21年1月末日まで）に執行した次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、抽出により実施した。

(1) 総務課（情報公開室及び市史編さん室を含む。）

（総務課）

ア 各事業の委託料の支出に関する事務

イ 各事業の使用料及び賃借料の支出に関する事務

（情報公開室）

ア 行政資料コーナーの収入に関する事務

イ 各事業の支出に関する事務

（市史編さん室）

ア 市史編さん室の物品売払収入に関する事務

イ 市史編さん事業の支出に関する事務

(2) 行政システム課

ア 各事業の支出に関する事務

(3) 職員課（職員研修室を含む。）

（職員課）

ア 各事業の報酬の支出に関する事務

イ 各事業の旅費の支出に関する事務

ウ 各事業の使用料及び賃借料の支出に関する事務

（職員研修室）

ア 各事業の旅費の支出に関する事務

イ 各事業の委託料の支出に関する事務

(4) 職員厚生課

ア 職員会館貸付収入に関する事務

イ 各事業の支出に関する事務

3 監査の結果

(1) 職員課の各事業の旅費の支出に関する事務を調査したところ、旅費の支給事務において、次のような不適切な事例が見られた。

ア 「市外出張区域表」の区域の適用誤りや「市内旅費定額表」では

なく実費により算定したことによる支給誤り、さらには、出張先や区域の記入漏れ及び財務取扱職員の予算照合印の漏れなどが散見される。

イ 嘱託職員の通勤費に係る費用弁償は、通常利用する交通機関の通勤1回分の額に通勤日数を乗じた額と、その1か月分の定期代とを比較し、低い方の額を支給すべきであるが、定期代の算定に当たって、電車での通勤届がなされているにもかかわらず、誤ってバス利用による定期代で算定したために、過払いとなっている。

ウ 全庁的に使用を義務付けている職員課作成の「市外旅費定額表」において、市外出張の経路上関係のない経路が含まれ、誤った交通費が掲載されている。

職員課は、旅費事務における庁内の指導的立場であることを自覚するとともに、「市外旅費定額表」の果している役割や誤記載があった場合の全庁的な影響を再認識し、旅費の支給事務に当たっては、チェック体制の強化と「旅費支給事務の手引き」等に基づく適正な事務の執行に努められたい。

(2) 職員課の各事業の旅費の支出に関する事務について調査したところ、非常勤特別職職員に係る費用弁償について、次のような均衡を欠く事例等が見られた。

ア 非常勤特別職職員の費用弁償は、地方自治法第203条の2第4項により、その額と支給方法を条例で定めることとされているが、通勤費に係る費用弁償については、要綱規定での支給となっており、条例での明確な定めはない。

イ 正規職員や非常勤一般職職員には支給されている自宅から勤務地までの通勤費が、非常勤特別職職員については、市外居住者のみを対象に、市外から本市内に入った直近の最寄駅又はバス停までの交通費の支給となっている。

したがって、市内居住者を含め市域内における通勤に伴う交通費は自己負担となり、職員によっては多額の自己負担を強いられている。

ウ 一方では、市外居住者で自家用車通勤をしている非常勤特別職職員への通勤費は、要綱により公共交通機関を利用した場合の算定となっていることから、同じ条件の正規職員に対する通勤手当額の倍以上になっている事例も見られる。

近年、業務の執行体制や施設等の運営体制の見直しに合わせて、正規職員に近い業務を担う非常勤特別職職員が多数採用されてきている。

こうしたことを踏まえ、非常勤特別職職員に係わる通勤費が、非常勤一般職職員の支給条件を下回っていることや通勤費に係る費用弁償が条例に規定されていないこと等について、早急に改善するよう要望する。

- (3) 総務局各課・機関におけるその他の財務に関する事務の執行は、おむね良好と認められた。